

新潟県中越沖地震を踏まえた  
対応に係る報告

平成 19 年 7 月 26 日  
北海道電力株式会社

## 1. はじめに

平成 19 年 7 月 24 日付け、北海道知事からの申し入れ文書「新潟県中越沖地震を踏まえた対応について」（原安第 200 号）に基づき、地震による被害を抑制し施設の安全を確保するための改善計画等を策定しましたので報告します。

## 2. 改善計画等

各項目についての具体的改善計画等は、以下の通りです。

なお、今後、新潟県中越沖地震から得られる知見を基に、必要に応じて速やかに本計画の見直しを行い、対策の充実を図ります。

### 2.1 耐震安全性の確認

- (1) 新潟県中越沖地震から得られる知見を、現在実施している泊発電所の耐震安全性の評価に適切に反映することについて

耐震安全性の評価については、新しい発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に基づき、昨年 8 月から地質調査を実施しており、現在、評価と平行しながら補足的な調査を継続的に実施している状況である。

耐震安全性評価に際しては、新潟県中越沖地震の状況も踏まえ、各研究機関の評価等を注視しながら、慎重に評価を行い必要に応じ適切に反映していくこととする。

- (2) 泊発電所の耐震安全性の評価を、確実に、また可能な限り早期に完了することについて

現在の耐震安全性評価の進捗状況を勘案し、実施計画の見直しについて検討を行い、1 か月を目途に、検討結果を報告する。

### 2.2 自衛消防体制の強化

- (1) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えることについて

平日昼間においては、約 90 名の自衛消防隊を確保し、初期消火活動を実施する体制となっている。

また、夜間休日においては、当直員と警備員等による消火活動を行うとともに、震度 5 以上の地震時には非常災害対策要員が自動出社することにより消火活動を行うが、通常の夜間休日には自衛消防隊員の呼び出し経路等のルールが明確になっていない。

このことから、夜間休日の対応としては、当直員（2 名）と警備員（4

名)の6名を自衛消防隊として初期消火活動を行うとともに、更に他の自衛消防隊員は発電所から10分圏内の社員寮及び社宅から速やかに召集し合計10名以上を確保するルールを定める。

なお、震度5以上の地震時には非常災害対策要員が自動出社し消火活動を行う。

**【実施時期：9月末までに実施】**

(2) 火災発生時に備え、必要な消火設備の配置等の措置を講じることについて

消火栓が使用できない場合は、軽可搬式消防ポンプ、大型移動式粉末消火器、高発泡器及び高発泡器原液による消火活動が可能である。

しかしながら、大規模地震等を想定した場合には、消防設備の増強が望まれることから、変圧器火災のような油火災に対応可能な化学消防車及び消防車(タンク付)車を配備するとともに、消防車を使用した消火体制を整備する。

**【実施時期：平成20年3月までに配備するよう関係箇所と調整】**

(3) 火災発生時に、消防に対して確実に機能する通信手段を確保することについて

火災発生時には、119番で消防に通報を行うこととしており、119番が使用できない場合には、NTT一般回線もしくは、災害時優先電話で直接通報を行うが、災害発生時には災害時優先電話を使用するものの電話が殺到して使用できない状況も想定されることから、消防へ確実に通報ができるよう消防への専用通信回線を設置する。

なお、専用通信回線は総合管理事務所に設置するが、非常用に備え、中央制御室からも通報できるよう検討する。

**【実施時期：9月末までに関係箇所と調整】**

(4) 火災発生時に備え、日ごろから消防との連携を図った実地訓練を行うなど、担当職員の訓練を強化することについて

火災発生時の対応が速やかに行われるよう消防との合同訓練として総合訓練等を実施しているが、大規模な火災に備え、消防の指導の下、自衛消防隊等の更なる技術向上が必要である。

このことから、既に消防の指導の下、総合的な合同訓練を実施しているが、自衛消防隊等の更なる消防技術の向上を図るため、訓練内容の充実を

図る。

【実施時期：9月末までに実施】

### 2.3 地震による被災を踏まえた安全対策の実施

今後、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所における被災の原因やその措置等について情報収集を行い、泊発電所の現状を確認し、必要に応じ対策を講じていく。

### 2.4 事故時等の迅速な連絡体制の構築

- (1) 地震等の災害発生時であっても、事実関係を確認するため、それに必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えることについて

平日の昼間及び夜間休日において、事故時等の通報連絡のための当番者を配置するなど、事実関係を確認するための人員を確保している。

放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員については、平日昼間においては、放射線管理員が発電所内に常に10名程度勤務している。

夜間休日においては、定検時昼間は放射線管理員1名が発電所内に勤務しているが、夜間は発電所から10分圏内で放射線管理員1名が待機している。

また、定検外においては発電所から10分圏内の社員寮及び社宅から放射線管理員1名を呼び出し対応しているが、放射線管理員の呼び出し経路等のルールが明確になっていない。

このことから、夜間休日において放射線管理員の呼び出し経路等を明確にするとともに、必要に応じて当直員が漏えい箇所を試料採取を行うようルールを定める。

なお、震度5以上の地震時には非常用災害対策要員が自動出社する。

【実施時期：9月末までに実施】

将来的には、放射線管理員を常駐するよう検討する。

【実施時期：平成19年度末までに実施】

- (2) 地震等の災害発生時であっても、道及び地元4町村に対し、確実に機能する通信手段を確保することについて

地震等の災害発生時は、泊発電所と自治体間の通信手段として、FAXと電話を併用した自治体専用回線を配備し、泊発電所内における通信手段としては、社内電話（PHS、固定電話）及びページングを使用している。

また、泊発電所と本店間の通信手段として、NTT一般回線、携帯電話（災害時優先電話含む）、マイクロ多重無線回線（2系統）、有線（光2系統）及び衛星通信回線（社内電話）が設置されている。

このように通信手段は多様化及び多重化されており、地震等の災害発生時であっても、通信可能と考える。

なお、本店と北海道庁間の通信手段として、NTT一般回線と携帯電話により連絡が可能であることから、今後も継続して活用する。

【実施時期：継続実施】

## 2.5 情報の公開

新潟県中越沖地震から得られる知見を基に、当社が今後進める諸対策等の情報については、今後とも積極的な公開に努めてまいります。